（法第十六条の二第二項に規定する事項等の通知の方法）

第二十四条の七　法第十六条の二第八項の規定による同条第二項に規定する事項の通知及び移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに移動端末設備用署名用電子証明書の通知は、移動端末設備又は電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の管理の方法）

第二十四条の八　法第十六条の三の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一　法第十六条の二第四項の規定により移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の記録された同項の電磁的記録媒体が組み込まれた同条第一項の移動端末設備を他人に譲渡し、みだりに貸与しないこと。

二　第二十四条の三第二項の規定により設定した暗証番号をみだりに他人に知らせないこと。

（移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間）

第二十四条の九　法第十六条の四に規定する移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までとする。

（移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項）

第二十四条の十　法第十六条の六第二号に規定する主務省令で定める事項は、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2　法第十六条の六第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　移動端末設備用署名用電子証明書を発行した機構の名称

二　移動端末設備用署名用電子証明書の用途に関する事項

三　その他主務大臣が定める事項

（移動端末設備用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法）

第二十四条の十一　法第十六条の七の規定による移動端末設備用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の方法）

第二十四条の十二　法第十六条の八第一項の移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出の通知の方法）

第二十四条の十三　法第十六条の九第一項の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法）

第二十四条の十四　法第十六条の十の規定による移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法）

第二十四条の十五　法第十六条の十一の規定による移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。